

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センター、中小企業大学校旭川校と北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューや情報をタイムリーにお届けします。

INDEX

「○」：募集している助成事業

【1】販路拡大・海外展開

(P1~10)

- 平成29年度補正予算「地域文化資源活用空間創出事業(商店街支援事業)」の2次公募を開始しました【新規】……………経済産業局
- 平成30年度「地域・まちなか商業活性化支援事業(地域商業自立促進事業)」の公募を開始しました【新規】……………経済産業局
- 「平成30年度地域活性化に係るJ-クレジット制度活用支援事業」の委託先の公募を開始しました【新規】……………経済産業局
- 平成30年度サポイン事業(戦略的基盤技術高度化支援事業)の公募を開始します【新規】……………経済産業局
- 平成29年度補正予算「地域文化資源活用空間創出事業費補助金(中心市街地活性化事業)」の2次公募を開始しました【新規】……………経済産業局
- 平成30年度「地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金(中心市街地再興戦略事業)」の2次公募を開始しました【新規】……………経済産業局
- IT導入支援事業者の募集を開始しました～平成29年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業～【新規】……………経済産業局
- どさんこプラザ・テスト販売品(第2四半期分)の募集……………北海道
- どさんこプラザ・マーケティングサポート催事(第3四半期分)の募集【新規】……………北海道
- 道産食品の輸出相談窓口に関するご案内……………北海道

【2】融資

(P11~15)

- 中小企業総合振興資金の制度改正のお知らせ【新規】……………北海道
- 北海道の中小企業者向け融資制度のご案内……………北海道
- 北海道の創業者向け融資制度のご案内……………北海道
- 短期資金のご案内(北海道の融資制度)……………北海道
- 勤労者福祉資金のご案内……………北海道

【3】雇用の確保

(P16~22)

- キャリアアップ助成金のご案内【新規】……………労働局
- 平成30年度における人材開発支援助成金について【新規】……………労働局
- 労働移動支援助成金について【新規】……………労働局
- 生涯現役起業支援助成金について【新規】……………労働局
- 戦略産業雇用創造プロジェクトに関する「地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)」特例支給(上乗せ)のご案内……………北海道
- U・ターン就職希望者の採用について……………北海道
- 「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内【更新】……………北海道

【4】人材育成

(P23~30)

- 5月~6月開講講座のご案内【更新】……………中小企業大学校旭川校
- 「生産性向上支援訓練」のご案内……………北海道・労働局他
- 能力開発セミナー(5~7月開講予定)のご案内【更新】……………北海道

【5】各種相談

(P31)

- 「北海道よろず支援拠点」のご案内【新規】……………中小企業総合支援センター

【6】イベント・セミナー

(P32)

- 「北海道衛星データ利用ビジネス創出協議会」の設立【新規】……………北海道

【7】その他

(P33~35)

- 中小企業向け「使える！」経済産業省支援メニューガイドブック(H29補正予算・H30当初予算・税制)……………経済産業局
- 「公共施設見学ツアー」を企画・催行する旅行会社や各種団体の募集……………開発局
- 空き店舗を活用したコミュニティビジネス創出加速事業の募集【新規】……………北海道

平成 29 年度補正予算 「地域文化資源活用空間創出事業（商店街支援事業）」
の 2 次公募を開始しました【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、平成 29 年度補正予算「地域文化資源活用空間創出事業(商店街支援事業)」の 2 次公募を開始しました。

◆事業概要

本事業は、歴史的建造物群を中心としたまちなみ整備や、文化イベントを契機とした地域の活性化、名所・観光地・食文化等、地域文化資源と連携した空間創出によって、にぎわいを創出し、外国人観光客等を増加させるとともに、これらと連携した商店街の活性化を支援するものです。

◆補助対象事業及び補助対象者

1. 地域文化資源活用空間整備事業

【対象事業】

地域文化資源を活用し、外国人観光客等に地域での消費を促すための空間等整備事業

【対象者】

商店街組織又は商店街組織と民間事業者の連携体

【補助額・補助率】

上限額:7,500 万円、下限額:100 万円、補助率:1/2 以内又は 2/3 以内

2. 地域文化資源活用交流促進事業

【対象事業】

地域文化資源を活用し、外国人観光客等に地域での消費を促すためのイベント事業

【対象者】

商店街組織又は商店街組織と民間事業者の連携体

【補助額・補助率】

上限額:300 万円、下限額:100 万円、補助率:1/2 以内

◆募集期間

平成 30 年 3 月 15 日(木)～5 月 2 日(水)(当日消印有効)

◆申請方法

申請方法、公募要領等、事業の詳細は当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <http://www.hkd.meti.go.jp/hokib/20180315/index.htm>

◆申請・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 流通産業課 商業振興室

TEL:011-709-2311(内線 2581)

FAX:011-709-2566

E-mail:hokkaido-shogyo@meti.go.jp

平成 30 年度「地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業）」
の公募を開始しました【新規】

（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、平成 30 年度「地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業）」について、公募を開始しました。

◆事業概要

本事業は、商店街等を基盤として地域経済の持続的発展を図るため、地方公共団体と密接に連携し、商店街組織が単独で又はまちづくり会社等の民間事業者と連携して行う公共性の高い取組を支援することにより、商店街等の中長期的発展及び自立化の促進に寄与し、商店街等が有する公共的機能、買物機能の維持・強化を図ることを目的としています。

◆補助対象事業及び補助対象者

1. 自立促進調査分析事業

【対象事業】

商店街等の中長期的発展、自立化を図る新たな取組を行うに当たってのニーズ・マーケティング調査・分析事業

【対象者】

商店街組織又は商店街組織と民間事業者の連携体

【補助額・補助率】

上限額：上限 500 万円、下限 100 万円、補助率：2/3 以内

2. 自立促進支援事業

【対象事業】

調査分析事業の結果（同等程度の調査結果を含む。）に基づき実施する、地域住民等のニーズや当該商店街を取り巻く外部環境の変化に適合した支援対象 6 分野のいずれかに関する新たな取組で、商店街の中長期的な発展及び自立化を促進し、商店街等が有する公共的機能、買物環境の維持・強化を図る事業

【対象者】

商店街組織又は商店街組織と民間事業者の連携体

【補助額・補助率】

上限額：上限 1 億円又は 2 億円、下限 100 万円、補助率：1/2 以内又は 2/3 以内

◆公募期間

平成 30 年 3 月 20 日（火）～5 月 2 日（水）（当日消印有効）

◆申請方法

申請方法、公募要領等、事業の詳細は当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <http://www.hkd.meti.go.jp/hokib/20180320/index.htm>

◆申請・問合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 流通産業課 商業振興室

TEL:011-709-2311(内線 2581)

FAX:011-709-2566

E-mail:hokkaido-shogyo@meti.go.jp

「平成 30 年度地域活性化に係る J-クレジット制度活用支援事業」
の委託先の公募を開始しました【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、平成 30 年度地域活性化に係る J-クレジット制度活用支援事業を実施するに当たり、その実施委託先事業者を選定する手続きを行うため、広く一般からの事業提案を以下の要領で募集します。

◆事業目的

北海道経済産業局では、中小企業等の省エネ設備の導入等による温室効果ガス排出削減量や適切な森林管理による吸収量をクレジットとして国が認証する「J-クレジット制度」の活用促進のため、北海道管内における中小企業や自治体等の制度参加を支援してきました。

平成 30 年度は、地域活性化につながる J-クレジットの活用支援に重点的に取り組むことにより、J-クレジットの活用の幅を広げ、認知度を高めます。

また、地域活性化につながる創出支援を実施し、同制度の普及と活用促進を通じて、中小企業等の温室効果ガス排出削減、省エネ対策の促進を目指します。

◆事業内容

地域活性化の J-クレジット活用支援

J-クレジット制度説明会

地域活性化の J-クレジット創出支援

◆公募期間

平成 30 年 4 月 13 日(金)～5 月 7 日(月)12:00 必着

◆申請方法

申請方法等、事業の詳細については当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 http://www.hkd.meti.go.jp/hokni/_20180413/index.htm

◆申請・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課

「平成 30 年度地域活性化に係る J-クレジット制度活用支援事業」担当あて

TEL:011-709-2311(内線 2626)

FAX:011-726-7474

E-mail:hokkaido-kankyorecycle@meti.go.jp

平成 30 年度サポイン事業（戦略的基盤技術高度化支援事業）の公募を開始しました【新規】

（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、「平成 30 年度サポイン事業（戦略的基盤技術高度化支援事業）」の公募を開始しました。

本事業は、中小企業・小規模事業者が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、製品化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発等及び販路開拓への取組を一貫して支援します。

◆対象事業

以下のいずれかに該当する事業が対象となります。

- 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（以下「ものづくり高度化法」という。）に基づく認定を受けた特定研究開発等計画を基本とする事業。
- <新設> 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来投資促進法」という。）に基づく承認を受けた地域経済牽引事業計画（特定ものづくり基盤技術に関する研究開発等に関するものに限る。）を基本とする事業。

◆対象者

ものづくり高度化法の認定又は地域未来投資促進法の承認を受けた中小企業・小規模事業者及び大学・公設試等による共同体。

◆補助概要

【補助事業期間】

2 年度又は 3 年度（初年度の補助事業期間は、交付決定日～平成 31 年 3 月 31 日）

【補助金額】

初年度：4,500 万円以下（うち、大学・公設試等：1,500 万円以下）

2 年度：初年度の補助金交付決定額の 2/3 以内（同上：1,000 万円以下）

3 年度：初年度の補助金交付決定額の 1/2 以内（同上：750 万円以下）

【補助率】

大学・公設試等：定額、それ以外：2/3 以内

◆公募期間

平成 30 年 3 月 16 日（金）～5 月 22 日（火）17:00

◆申請方法

申請方法等、事業の詳細については当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <http://www.hkd.meti.go.jp/hokig/20180316/index.htm>

◆申請・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 産業技術課

TEL:011-709-2311（内線：2587）

FAX:011-707-5324

E-mail:hokkaido-gijutsu@meti.go.jp

平成 29 年度補正予算「地域文化資源活用空間創出事業費補助金（中心市街地活性化事業）」
の 2 次公募を開始しました【新規】

（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、平成 29 年度補正予算「地域文化資源活用空間創出事業費補助金（中心市街地活性化事業）」について、2 次公募を開始しました。

◆事業概要

本事業は、中心市街地において、歴史的な建造物等地域文化資源を活かした空間創出によって、にぎわいを創出し、外国人観光客を含めた交流人口を増加させるための施設整備に対して支援を行うことにより、中心市街地及び周辺地域も含めた経済活力を向上させることを目的とするものです。

◆補助対象事業

市町村が策定し、内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地活性化基本計画に基づき実施される、歴史的な建造物等地域文化資源を活かした交流人口増加のための施設整備事業

◆補助対象事業者

民間事業者

◆補助額・補助率

1. 重点支援事業
上限額：1.1 億円、下限額：500 万円、補助率 2/3 以内
2. まちづくり会社の実施する事業
上限額：1 億円、下限額：500 万円、補助率 2/3 以内
3. 1 および 2 以外の事業
上限額：1 億円、下限額：500 万円、補助率 1/2 以内

◆公募期間

平成 30 年 4 月 12 日(木)～5 月 28 日(月)12:00 必着

◆申請方法

申請方法、公募要領等、事業の詳細は当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 http://www.hkd.meti.go.jp/hokib/20180413_2/index.htm

◆申請・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 流通産業課 商業振興室

TEL:011-709-2311(内線 2581)

FAX:011-709-2566

E-mail:hokkaido-shogyo@meti.go.jp

平成 30 年度「地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）」
の 2 次公募を開始しました【新規】

（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、平成 30 年度「地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）」について、2 次公募を開始しました。

◆事業概要

本事業は、中心市街地の活性化に資する調査、先導的・実証的な商業施設等の整備及び専門人材の招聘に対して重点的支援を行うことにより、まちなかの商機能の活性化・維持を図り、市町村が目指す「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を推進するものです。

◆補助対象事業者

民間事業者

◆補助対象事業及び補助額・補助率

1. 調査事業

中心市街地活性化に向け、地域の個性や生活者のニーズを把握し、まちの魅力を真に高める方策を探るための調査・分析事業

【補助額・補助率】

上限額：上限 1,000 万円、下限 100 万円、補助率：2/3 以内

2. 先導的・実証的事業（中心市街地活性化基本計画の認定が必要）

調査事業の結果（同等程度の調査結果を含む。）を踏まえて、地域の人々と協力・連携して、まちに賑わいを創出するため、先進的な商業に関する中核施設を整備する事業

【補助額・補助率】

(1)重点支援事業

上限額：2,770 万円、下限額：500 万円、補助率 2/3 以内

(2)まちづくり会社を実施する事業

上限額：2,770 万円、下限額：500 万円、補助率 2/3 以内

(3)(1)および(2)以外の事業

上限額：2,770 万円、下限額：500 万円、補助率 1/2 以内

3. 専門人材活用支援事業

商業や中心市街地活性化に向け、補助事業者が行うまちづくりに関して専門的な知見を有する人材の招聘等を行う事業

【補助額・補助率】

(1)地方公共団体からの費用負担がある事業

上限額：1,500 万円、下限額：50 万円、補助率 2/3 以内

(2)地方公共団体からの費用負担がない事業

上限額：1,000 万円、下限額：50 万円、補助率 1/2 以内

◆公募期間

平成 30 年 4 月 12 日(木)～5 月 28 日(月)12:00 必着

◆申請方法

申請方法、公募要領等、事業の詳細は当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 http://www.hkd.meti.go.jp/hokib/20180413_3/index.htm

◆申請・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 流通産業課 商業振興室

TEL:011-709-2311(内線 2581)

FAX:011-709-2566

E-mail:hokkaido-shogyo@meti.go.jp

IT 導入支援事業者の募集を開始しました
～ 平成 29 年度補正 サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 ～【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省(事務局:(一社)サービスデザイン推進協議会)では、中小企業・小規模事業者等が IT 導入補助金※を利用し生産性向上に向けた IT ツールを導入する補助事業の支援を行う「IT 導入支援事業者」の募集を開始しました。

◆登録申請対象者

民間事業者

◆IT 導入支援事業者の役割

1. 中小企業・小規模事業者等(IT 導入補助事業者)向け
IT ツール情報の提供
申請・報告に必要な情報の取得
IT ツールの導入実施
申請・導入後のアフターフォロー(使用方法等のレクチャー、相談・苦情対応)
2. 当省・IT 導入補助金事務局向け・IT 導入支援事業者・IT ツール登録申請
代理交付申請
代理実績報告
代理効果報告(売上高や利益率等の生産性向上等に係る情報の収集・報告)

◆応募締切

平成 30 年 9 月初旬予定

◆登録申請方法

登録申請の方法は、以下の IT 導入補助金専用ウェブサイトをご覧ください。

【URL】 IT 導入支援事業者の登録申請 <https://www.it-hojo.jp/vendor/authorization.html>

申請・手続き <https://www.it-hojo.jp/procedure/>

◆申請・問合わせ先

(一社)サービスデザイン推進協議会

サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 コールセンター

ナビダイヤル:0570-000-429 ※通話料がかかります

IP 電話等からの問い合わせ先:042-303-1441

受付時間:9:30～17:30(土・日・祝日を除く)

北海道どさんこプラザ・テスト販売品（第2四半期分）の募集について

（北海道）

どさんこプラザテスト販売制度は、販路拡大・商品開発などに取組む道内企業の方々に応援するための制度で、新商品を3ヶ月間、「北海道どさんこプラザ」〔東京・札幌・名古屋〕で販売し、その過程で得られた情報をマーケティング活動に役立てて頂くことを目的としています。

売上げ好調な商品はさらに3ヶ月間販売を延長し、販売期間終了後には、店から商品の評判、評価等のアドバイスが受けられます。

4月2日から5月21日まで、平成30年7月から販売する商品を募集しています。

◆応募商品の要件

次のいずれかに該当する道産品（過去に応募店舗の通常商品であったものを除く）

- (1)札幌店は、札幌市内で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品
- (2)東京(有楽町店)、名古屋店は道外で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品(名古屋は加工食品のみ)

◆応募者の資格

道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人(個人のグループを含む。)のうち、下記の条件のいずれかに該当する方

- (ア)道産品の生産・製造・加工を行っている方
- (イ)自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方

◆販売条件等

- (1)テスト販売品の販売手数料は、希望小売価格の18%
- (2)PL(製造物責任)保険に加入していること。
- (3)食品衛生法、JAS法、景品表示法等の表示関する法令を遵守していること。
- (4)指定する食品検査を実施していること(食品の場合)。
- (5)該当する食品製造に係る営業許可を受けていること(食品の場合)。

◆募集期間

4月2日(月)から5月21日(月)まで

◆申込方法

「テスト販売申込書」(下記 URL からダウンロードしてください)に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/testhanbai.htm>

◆問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室マーケティンググループ (TEL:011-204-5766)

北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事（第3四半期分）の募集について【新規】

（北海道）

道産品の展示紹介、市場調査等を目的として、どさんこプラザ（有楽町店・札幌店）内の催事スペースで対面販売を行うことができる制度です。道産品（一次産品含む）の対面販売だけではなく、生産地紹介や自治体の観光PRができる絶好の場所です。

どさんこプラザと契約している「マーケティングアドバイザー」の相談も一緒に受けるとより効果的です。

6月11日から7月10日まで、平成30年10～12月の期間中催事を開催する事業者様を募集しています。

◆応募商品の要件

道内で生産・製造または主な加工が行われた商品で最終消費者の利用に供することができるもの（農林水産物、加工食品、工芸品等）（以下、「道産品」といいます。）

◆応募者の資格

下記(1)(2)のいずれかに該当する方

(1)道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人（個人のグループを含む。）のうち、下記の条件のいずれかに該当する方

(ア)道産品の生産・製造・加工を行っている方

(イ)自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方（卸売業者や仕入販売業者は該当しません。）

※複数事業者様の共同出展も可能です。

(2)北海道、道内の市町村、商工会議所、商工会、物産協会、観光協会

◆実施条件等

(1)催事スペースの利用料金は、原則売上の15%です。既に店舗内で販売している商品（テスト販売品を除く）を販売する場合の手数料は、店舗と別途協議して定めることとなります。

(2)催事の開催期間は、原則として一週間単位です（毎週水～火曜の7日間が開催基本期間です。有楽町店については、7日間未満でも応相談です。）。

(3)備え付けの販売台1～2台（冷蔵・冷凍切替）は無料でご利用いただけます。

(4)実演用のコールドテーブル1台は無料でご利用いただけます（札幌店の場合はご利用いただけない場合があります）。

◆募集期間

6月11日（月）から7月10日（火）まで

◆申込方法

「マーケティングサポート催事申込書」および「出品商品リスト」（下記 URL からダウンロードしてください）に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

【有楽町店のお申し込みページ】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/saiji01.htm>

【札幌店のお申し込みページ】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/sapporo_ms_saiji.htm

◆問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室マーケティンググループ（TEL:011-204-5766）

道産食品の輸出相談窓口に関するご案内

(北海道)

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご利用ください。

農林水産物・食品の輸出相談窓口

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)は、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。是非、ご利用ください。

農林水産 輸出相談 **検索**

北海道農政事務所：TEL 011-330-8810

- ・輸出先国の各種規制・制度（放射性物質、検疫等）
- ・輸出に関する各種支援事業 等

ジェトロ北海道：TEL 011-261-7434

- ・輸出先国の基礎情報、マーケット情報
- ・輸出手続きについて ・見本市・商談会に関する情報 等

- ◆ 農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。この他、地方農政局、国内のジェトロ事務所に設置している窓口は次のURLよりご参照ください(右記QRコードからもアクセスできます)。

農林水産省：TEL 03-6744-7155 ジェトロ：TEL 03-3582-5646

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_soudan/attach/pdf/index-1.pdf



- ◆ 酒類の輸出についても、国税局・税務署および上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非、お問い合わせください。

◆問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ TEL011-204-5138 (直通)

中小企業総合振興資金の制度改正のお知らせ（北海道）【新規】

平成 30 年 4 月 1 日より、中小企業総合振興資金融資の制度改正を行いました。
改正内容は次のとおりです。

- ◎融資利率を、H29 から 0.1%引き下げました！
- ◎「創業貸付」、「小規模企業貸付【小口】」の融資限度額を上げました！
- ◎経営環境変化対応貸付、ステップアップ貸付【政策サポート】の融資対象を拡充しました！

区 分	改 正 内 容	
融資利率の引き下げ	運用表で定める基準金利から 0.3%引き下げ（H29 は 0.2%引き下げ）	
創業貸付	融資金額を「3,000 万円以内」から「3,500 万円以内」に引き上げ （創業関連保証の限度額拡充に伴う改正）	
ステップアップ貸付【政策サポート】 (7) 事業活性化(雇用)	働き方改革の推進のため、融資対象を拡充	
	現 行	追 加 対 象
	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険の被保険者を <u>1人以上</u>雇用し、<u>新事業を行うもの</u> ・「北海道あったかファミリー応援企業登録制度」の登録を受け、<u>両立支援</u>に取り組むもの ・「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受け、<u>障がい者雇用</u>の<u>環境整備</u>に取り組むもの ・中小企業労働力確保法による認定を受けた「雇用管理改善計画」に基づき、<u>職場環境の改善</u>や<u>福利厚生施設の充実</u>に取り組むもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・「北海道なでしこ企業認証制度」に基づく認定を受け、<u>女性の活躍推進</u>に取り組むもの ・「ユースエール認定企業」の認定を受け、<u>若者の職場定着</u>に取り組むもの ・<u>65 歳以上への定年の引き上げ</u>など、<u>高齢者の雇用の安定</u>に取り組むもの ・中小企業労働力確保法による認定を受けた「雇用管理改善計画」に基づき、<u>雇用管理の改善</u>に取り組むもの
ステップアップ貸付【政策サポート】 (7) 事業活性化(事業承継)	事業承継を行う場合の融資対象に「特定経営承継関連保証を受けた中小企業の代表者個人」を追加 ※資金用途は議決権株式や事業用資産等の取得資金及び納税資金 （特定経営承継関連保証の創設に伴う改正）	
経営環境変化対応貸付 (1) 及び(2)【原料等高騰】	取扱期間の延長（平成 31 年 3 月 31 日まで：1 年間延長）	
経営環境変化対応貸付 (3)【認定企業】及び (4)【災害復旧】	融資対象に「危機関連保証の対象となるもの」を追加 （危機関連保証の創設に伴う改正）	
小規模企業貸付 (2)【小口】	融資金額を「1,250 万円以内」から「2,000 万円以内」に引き上げ （小口零細企業保証の限度額拡充に伴う改正）	

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)

北海道の中小企業向け融資制度（中小企業総合振興資金）のご案内

（北海道）

道では、中小企業の皆様が経営基盤の強化や事業の活性化に向けて円滑な資金調達ができるよう、中小企業総合振興資金融資制度を通じて支援しています。

また、特定非営利活動法人(NPO法人)の方も中小企業総合振興資金をお使いいただけます。(一部メニューを除く)

◆制度概要

資金名		融資対象	
ライフ ステージ 対応資金	創業貸付	①新たに事業を開始する、又は会社を設立する予定の個人 ②新たに会社を設立する予定の中小企業者である会社 ③創業後5年を経過しない個人又は中小企業者である会社	
	ステップ アップ 貸付	政 策 サポ-ト	事業規模の拡大や経営効率の向上を図る計画を有する中小企業者等 道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む方 【食、国際、環境・エネルギー、ものづくり、商業、 事業活性化(経営革新、雇用、事業承継、表彰)】
		観 光・ 企業立地	①道内において観光施設の新増設や観光客の受入体制の整備に取り組む方 ②道内において工場や事業所の新増設を行う企業立地促進費補助金の 対象業種事業者
	経営力強化貸付	信用保証協会の「経営力強化保証制度」の対象となる中小企業者等	
	再生支援貸付	①北海道中小企業再生支援協議会の支援による事業再生に取り組む中 小企業者等 ②経営安定(倒産防止)特別相談室を設置する商工会議所等の推薦を受 けた中小企業者等	
経済環境 変化対応 資金	経営環境 変化対応 貸付	経済環境の変化により、一時的に売上や利益の減少等業況悪化を来して いる中小企業者等	
		原料等 高騰	①原料等高騰の影響により、売上高に対する売上原価等の割合が前年同 期比で増加している中小企業者等 ②①の要件に該当し、省エネルギー施設等を導入する方
		認定企業	①中小企業信用保険法第2条第5項に基づく「特定中小企業者」又は同法 第2条第6項に基づく「特例中小企業者」の認定を受けたもの ②道が特に認めた事由により影響を受けている中小企業者等
	災害復旧	①災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項に基づく「特定中 小企業者」又は同法第2条第6項に基づく「特例中小企業者」の認定を受けた もの ②災害等により被害を受けた方で道が認めた地域内に事業所を有する中 小企業者等	
	防災・減災 貸付	事業継続計画(BCP)を策定し、事前に災害等に備える取組を行う中小企 業者等	
	耐震改修 対 策	要緊急安全確認大規模建築物を所有する方	
一般経営 資金	一般貸付	中小企業者等	
	小規模企業 貸付	従業員 20 人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は 20 人)以下 の中小企業者等	
		小口	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/index.htm>

◆問い合わせ先: 北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道の創業者向け融資制度のご案内

(北海道)

道の融資制度(中小企業総合振興資金)では、これから道内で事業を開始したい方や、事業開始後5年未満である方などを支援するため、創業者向けの融資制度をご用意しています。ぜひご利用ください。

◎創業前でも申込みできます！

◎据置期間を最長2年まで設定できます！

◆制度概要

資金名	創業貸付	
融資対象	(1)事業を営んでいない個人であって、1か月以内(産業競争力強化法第2条第23項第1号に規定する認定特定創業支援事業(以下「認定特定創業支援事業」という。)により支援を受けて創業する場合は6か月以内)に新たに事業を開始するあるいは2か月以内(認定特定創業支援事業により支援を受けて創業する場合は6か月以内)に新たに会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの (2)中小企業者である会社であって、新たに中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの (3)事業を営んでいない個人が、個人又は会社設立により事業を開始し、開始後5年を経過しないもの又は、中小企業者である会社が新たに設立した中小企業者である会社であって、設立後5年を経過しないもの	
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	3,500万円以内 かつ、融資対象(1)のうち信用保証協会の創業等関連保証を受けようとする者については、自己資金額の範囲内	
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	
融資利率	【固定金利】 3年以内 年 1.1% 5年以内 年 1.3% 7年以内 年 1.5% 10年以内 年 1.7%	【変動金利】 年 1.1% (融資期間が3年を超える場合に選択可能)
担保及び保証人	取扱金融機関の定めるところによります。 ただし、信用保証協会の創業等関連保証、創業関連保証、支援創業関連保証及び再挑戦支援保証を受けようとする方については無担保無保証人(法人は原則代表者を保証人)とします。	
償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
 各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
 後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

**北海道の融資制度（小規模企業貸付）で
短期資金（融資期間 1 年以内）が使えます（北海道）**

道の融資制度(中小企業総合振興資金「小規模企業貸付」)では、決済資金等が必要な小規模事業者のために、融資期間が1年以内の短期資金の取扱いが可能となっています。ぜひご利用ください。

◎北海道信用保証協会に支払う信用保証料の割引が受けられます！

◎金融機関へ直接申し込むことができます！

◆制度概要

資金名	小規模企業貸付	
	小口	
融資対象	従業員 20 人(商業・サービス業は 5 人、宿泊業及び娯楽業は 20 人)以下の小規模企業者	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者 (小規模企業者で、既存の信用保証協会の保証付き融資残高(根保証においては融資極度額)が 2,000 万円未満であるもの)
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	5,000 万円以内	2,000 万円以内
融資期間	1 年以内(割賦又は一括償還の選択可) ※1 年超の長期資金も可能です。その場合は融資利率が変わります。詳しくはお問い合わせください。	
融資利率	固定金利:年1.3%	
担保及び保証人	担保:無担保(小口は原則として無担保) 保証人:個人 原則として無保証人 法人 原則として代表者	
償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。 ※本資金を利用する場合の信用保証料については、北海道信用保証協会の割引措置が適用となります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

勤 労 者 福 祉 資 金 の ご 案 内

(北海道)

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

◎こんな方向けの制度です◎

- ・中小企業で働いているが、急に医療費が必要となった
- ・パート社員として働いているが、子どもの教育費が必要

◆制度の概要

区 分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
融資対象	中小企業に勤務する方	非正規労働者の方 (民間事業所等に勤めの有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など)	2年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者)で、次のいずれの要件も備えた方 ① 前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が150万円以上の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ① 雇用保険受給資格者 ② 賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	ただし、以下の条件に当てはまる方 ① 前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が150万円以上の方(北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合) ※育児・介護休業中の方もご利用いただけます。			
資金用途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、一般生活費
融資金額	120万円以内			100万円以内
融資期間	8年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)		8年以内	5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)
融資利率	年1.60%		年0.60%	
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
信用保証	取扱金融機関の定めによります。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。		
申込先	取扱金融機関(北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店)が申し込み窓口となっています。 ※申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。			

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.htm>

- ◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

キャリアアップ助成金のご案内（北海道労働局）

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。（平成30年4月1日改正）

助成内容		助成額
		※ <>は生産性の向上が認められる場合、()は大企業の額
正社員化コース	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合（1人当たり）	①有期→正規： 57万円<72万円>（42万7,500円<54万円>） ②有期→無期：28万5,000円<36万円>（21万3,750円<27万円>） ③無期→正規：28万5,000円<36万円>（21万3,750円<27万円>）
賃金規定等改定コース	全てまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、増額改定した場合（対象労働者数に応じて、1事業所当たり）	①全ての賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が 1人～3人：95,000円<12万円>（71,250円<90,000円>） 4人～6人：19万円<24万円>（14万2,500円<18万円>） 7人～10人：28万5,000円<36万円>（19万円<24万円>） 11人～100人：1人当たり28,500円<36,000円>（19,000円<24,000円>） ②雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が 1人～3人：47,500円<60,000円>（33,250円<42,000円>） 4人～6人：95,000円<12万円>（71,250円<90,000円>） 7人～10人：14万2,500円<18万円>（95,000円<12万円>） 11人～100人：1人当たり14,250円<18,000円>（9,500円<12,000円>）
健康診断制度コース	有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合（1事業所当たり）	38万円<48万円>（28万5,000円<36万円>）
賃金規定等共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合（1事業所当たり）	57万円<72万円>（42万7,500円<54万円>） ※ 対象となる有期契約労働者等1人当たり 2万円<2.4万円>（1.5万円<1.8万円>）加算
諸手当制度共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合（1事業所当たり）	38万円<48万円>（28万5,000円<36万円>） ※ 対象となる有期契約労働者等1人当たり 1.5万円<1.8万円>（1.2万円<1.4万円>）加算 ※ 共通化した諸手当2つ目以降につき、1手当当たり 16万円<19.2万円>（12万円<14.4万円>）加算
選択的適用拡大導入時処遇改善コース	選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施した場合（基本給の増額割合に応じて、1人当たり）	3%以上 5%未満：19,000円<24,000円>（14,250円<18,000円>） 5%以上 7%未満：38,000円<48,000円>（28,500円<36,000円>） 7%以上 10%未満：47,500円<60,000円>（33,250円<42,000円>） 10%以上 14%未満：76,000円<96,000円>（57,000円<72,000円>） 14%以上： 95,000円< 12万円>（71,250円<90,000円>）
短時間労働者労働時間延長コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合（1人当たり）	5時間以上延長 19万円<24万円>（14万2,500円<18万円>） ※ ただし、上記「賃金規定等改定コース」又は「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」と併せて実施し、労働者の手取り賃金が減少しない取組をした場合は、以下の通り1時間以上5時間未満の延長でも助成 1時間以上2時間未満： 38,000円<48,000円>（28,500円<36,000円>） 2時間以上3時間未満： 76,000円<96,000円>（57,000円<72,000円>） 3時間以上4時間未満：11万4,000円<14万4,000円>（85,500円<10万8,000円>） 4時間以上5時間未満：15万2,000円<19万2,000円>（11万4,000円<14万4,000円>）

※人材育成コースについては、平成30年度から「人材開発支援助成金」に統合されました。

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
（雇用助成金さっぽろセンター6階） TEL:011-788-9071

◆厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyouunushi/career.html

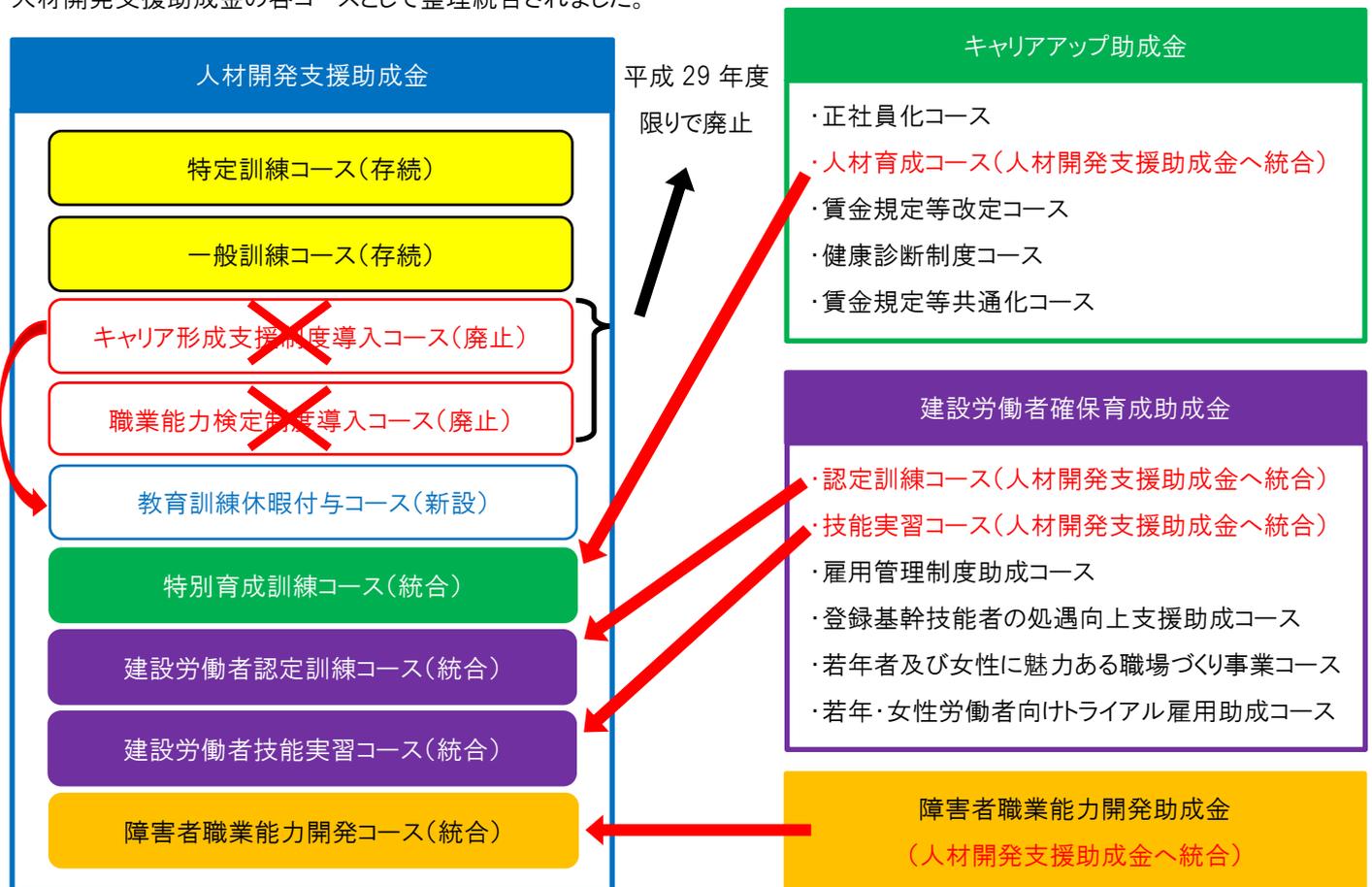
平成 30 年度における人材開発支援助成金について

(北海道労働局)

「人材開発支援助成金」は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

◎整理統合の趣旨等

助成メニューを目的別に集約することにより、人材育成を効果的に推進して助成金の活用促進を図るため、平成 30 年度よりキャリアアップ助成金、建設労働者確保育成助成金、障害者職業能力開発助成金における訓練関係のコースが、以下のとおり人材開発支援助成金の各コースとして整理統合されました。



◎各コースにおける担当係と問い合わせ先

コース名	担当係	電話番号
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 特定・一般・特別育成訓練コース ➤ 教育訓練休暇付与コース 	雇用開発係(人材育成系)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 各訓練コース : 011-788-9070 ➤ 休暇付与コース : 011-788-9132
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 建設労働者認定訓練コース ➤ 建設労働者技能実習コース 	雇用対策係(季節系)	011-738-1043
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 障害者職業能力開発コース 	雇用対策係(障害系)	011-738-1053

◎厚生労働省 URL : http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

労働移動支援助成金について（北海道労働局）

労働移動支援助成金については、平成 30 年 4 月 1 日付けの制度改正に伴い、整理統合が行われました。「移籍人材育成支援コース」が廃止され、「人材育成支援コース」が一部内容を変更のうえ、「早期雇入れ支援コース」の上乗せ助成として統合されたほか、「中途採用拡大コース」に生産性が向上した場合の上乗せ助成が創設されました。主な改正内容は以下のとおりとなっています。

1 移籍人材育成支援コース及び人材育成支援コース（廃止）

- 平成 30 年 3 月 31 日で廃止。

2 早期雇入れ支援コース（拡充）

- 人材育成支援として、早期雇入れ支援対象となる労働者に対して Off-JT 又は Off-JT 及び OJT を行った事業主に対して上乗せ助成。
- 訓練計画を作成するなど、事前手続きが必要となります。

（支給額）

賃金助成 ・ 訓練経費助成	訓練 1 時間 あたり	通常助成	優遇助成	優遇助成(賃金上昇区分)
		Off-JT 900円	Off-JT 1,000円	Off-JT 1,100円
		OJT 800円	OJT 900円	OJT 1,000円
訓練経費助成		Off-JT実費相当額		
		上限30万円	上限40万円	上限50万円

3 中途採用拡大コース（拡充）

- 中途採用拡大助成の支給を受けた事業主のうち、一定期間経過後に生産性が向上した事業主に対して助成。

（支給額）

助成区分	生産性向上助成額
中途採用率向上	1 事業所あたり 25万円
45 歳以上初採用	1 事業所あたり 30万円

- ◆ 以上は制度の概要であり、助成金を受けるためにはその他定められた支給要件を満たす必要があります。
- ◆ 問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係（雇用助成金さっぽろセンター 6 階）

TEL : 011-788-2294

- ◆ 厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

生涯現役起業支援助成金について（北海道労働局）

生涯現役起業支援助成金については、平成30年4月1日付けの制度改正に伴い、雇用創出措置助成金の支給を受けた後、一定期間経過後に生産性が向上した事業主に対しての追加助成が創設されました。改正内容は以下のとおりとなっています。

●改正内容

支給申請時点において、雇用創出措置に係る助成が支給決定されており、認定計画に係る事業を継続している事業主のうち、雇用創出措置に係る計画書を提出した日の属する会計年度とその3年度経過後の会計年度の生産性を比較して、その伸び率が6%以上であった場合に助成。

雇用創出措置と

対象労働者(※1)の雇入れに当たって事業主が行うことを求められる措置のなかで、募集や採用、教育訓練に関するものをいいます。(※1:計画期間内に新たに雇用保険の一般被保険者として雇入れられた人であり、かつ、継続して雇用することが確実な労働者として雇入れられた人)

●支給額について

雇用創出措置助成により助成された額の1/4の額を助成する。

◆以上は制度の概要であり、助成金を受けるためにはその他定められた支給要件を満たす必要があります。

◆問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係(雇用助成金さっぽろセンター6階)

TEL:011-788-2294

◆厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115906.html>

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

戦略産業雇用創造プロジェクトに関する

「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）」の特例支給（上乘せ）のご案内

（北海道）

官民が連携し、地域の産業振興と一体となって雇用創出する「地域産業雇用創造プロジェクト」に北海道の事業構想が採択され、国の補助を受け、良質で安定的な雇用の創出を推進しています。

道では、『食』と自動車・食関連機械を主体とした『ものづくり』、『健康長寿』分野のプロジェクト事業を実施する北海道産業雇用創造協議会を民間と協働で運営し、協議会の賛助会員として参画する事業主（指定された下記業種に限る。）が新たに設備投資を行い、所定期間内に 3人以上を雇い入れ、支給要件を満たせば、北海道労働局の「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）」に一人当たり50万円が上乘せ支給（第一回目の支給に限り）されます。

◆概要

- ◇受付期限 平成31年3月29日（金）まで
- ◇対象地域 道内全域（同意雇用開発促進地域・過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島等地域以外の地域を含む）
- ◇指定業種 『食』・自動車・食関連機械を主とした『ものづくり』・『健康長寿』分野に関連する次のもの

農業（※）、林業（※）、漁業（※）、水産養殖業（※）、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業、情報サービス業、飲食料品卸売業、学術・開発研究機関、保健衛生

<（※）地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく事業計画の認定を受けた食に関する6次産業化に取り組む事業者に限ります。>

◆申込・問い合わせ先

（詳細はお問い合わせください。）

北海道産業雇用創造協議会

産業雇用創造プロジェクトチーム事務局（担当：内藤・竹中・小林）

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁 雇用労政課内（本庁舎9階）

TEL：011-231-4111（内線 26-766） FAX：011-232-1038

◆戦略産業雇用創造プロジェクトホームページ

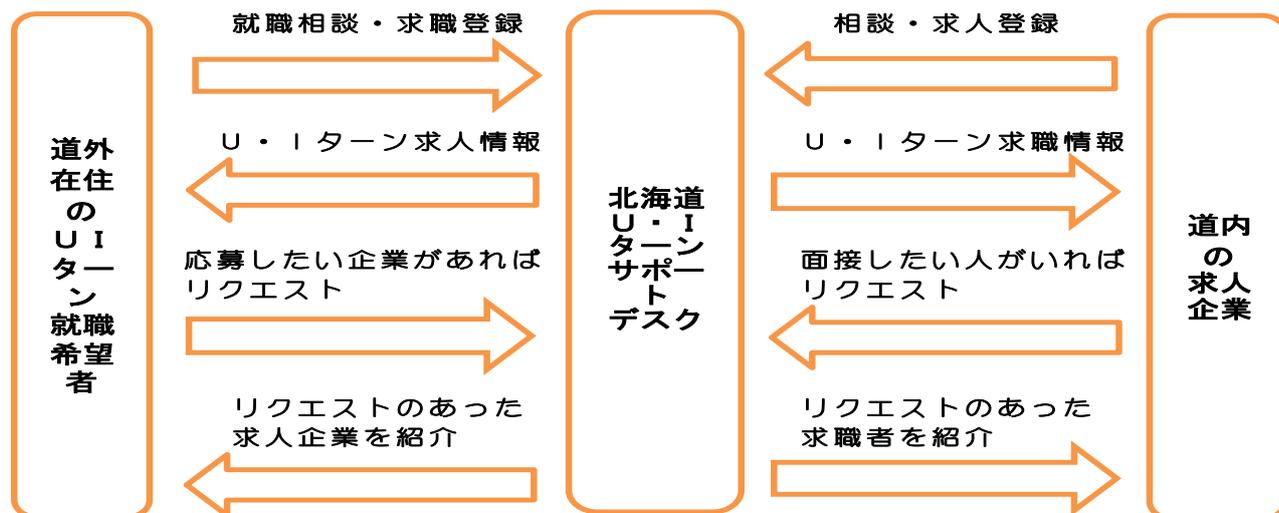
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/senryaku.htm>

U・Iターン就職希望者の採用はいかがですか

(北海道)

道では、U・Iターン就職希望者の採用を予定している道内企業の皆様を支援しています。

- 求人登録をすると、U・Iターン求職登録者の情報が閲覧できます。
(氏名・住所などの個人情報は開示していません。)
- U・Iターン求職登録者は、求人登録されている企業情報が閲覧できます。
- 登録はインターネットから直接入力できます。
- 面接を希望する求職登録者がいましたら、リクエストを行ってください。



◆詳しい情報や登録はこちらから

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/ui-turn/index.htm>

◆問い合わせ先

北海道U・Iターンサポートデスク(北海道経済部労働政策局雇用労政課人材誘致グループ)
TEL:011-251-3896

「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内【更新】

(北海道)

道では、従業員の就業環境整備や労働生産性向上などに取り組む企業の方々を支援するため、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家が無料で相談に対応する「ほっかいどう働き方改革支援センター」を平成28年12月20日に開設しました。是非、お気軽にご相談ください。

◆ 「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんなことをやっているの？

「働き方改革」に取り組む企業のお悩み解決！専門家のアドバイスが**無料**で受けられます

■ **社会保険労務士・中小企業診断士が相談に対応します。**

「ほっかいどう働き方改革支援センター」(札幌)には、社会保険労務士・中小企業診断士が常駐し、従業員の就業環境の整備などの労働面のアドバイス、生産性の向上や業務の効率化、利益率の向上などの経営面に関するアドバイスがワンストップで受けられる相談窓口(無料)を常時設置しています。

■ **札幌以外でも相談できる「出張相談会」を開催！**

センターから離れている地域の企業の方々には、函館市、旭川市、帯広市、釧路市、北見市、室蘭市のほか、各振興局において開催する出張相談会もご利用いただけます。(詳細は、センターホームページをご覧ください。)

■ **「働き方改革アドバイザー」が会社を訪問し、適切な助言・指導を行います。**

就業規則の見直しや職場環境の改善など現場でのアドバイスが必要な場合には、専門家が直接会社を訪問し、実態に即したアドバイスを行います。(1法人につき3回まで)

イベント情報(5月)

■ 「出張相談会」

日程	場所	担当アドバイザー
※調整中		

(詳細は、センターまでお問い合わせください。なお、参加を希望される方は、センターまで事前にご連絡ください。)

◆ 「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんな相談を受けられるの？

- ◇ 長時間労働を減らすにはどうしたらいいのを知りたい
- ◇ 非正規社員を正社員にするメリットについて知りたい
- ◇ 就業規則に問題がないかチェックしてほしい
- ◇ 仕事と家庭の両立支援関係の助成金を紹介してほしい
- ◇ 有給休暇の取得率を上げるにはどうすればいいのを知りたい
- ◇ 様々な「働き方」の最近の情報を知りたい

◆ ご利用方法

相談を希望される方は、下記の専用電話へ事前にご連絡ください。また、メールやFAXによる相談も承っています。

◆ ほっかいどう働き方改革支援センター

札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7 3F 北海道中小企業団体中央会内
 TEL:0120-495-595(専用電話) Email:hatarakikatasion@doginsoken.jp FAX:011-206-1498
 URL:<http://www.lilac.co.jp/hataraki> 午前9時～午後5時(土日祝日を除く)





中小企業大学校旭川校 5月～6月開講講座のご案内 ～中小企業の人材育成をサポート～【更新】

(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。
今回は、平成30年5月～平成30年6月に開講する研修講座の情報をご案内します。
カリキュラム詳細をご覧ください、ぜひ、受講をご検討ください。
お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

No.4 管理者養成講座・基本編

～「できる管理者」を目指して、マネジメントの基本を身につける～

本研修では、企業が経営戦略を進めていく上で、管理者・リーダーに求められる知識を基本から学ぶとともに、管理者・リーダーに期待される役割・能力について演習を通じて理解を深めます。

◆この研修のポイント

1. 新任管理者・リーダーやその候補者に、最適の研修です。
2. 管理者に求められる幅広いテーマに係わる基本的な知識を学び、明日からの業務に活かすことができます。
3. 受講者からは、「自分が何をすべきかを客観的に見るいい機会になった」、「データに基づいて深堀していくので説得力があった」、「今まで1番おもしろくためになる研修だった」、と好評の研修です。

◆研修期間 5月8日(火)～5月11日(金) 4日間

◆研修時間 27時間

◆対象者 新任管理者(候補者)

◆受講料 38,000円(税込)

◆講師 インテレッジ 代表 中小企業診断士 高橋 正也氏

◆詳細はこちら

<http://www.smri.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/frr94k000000frvf.html>

No.5 可能性を切り拓く新規顧客開拓

～これからやるべきことが分かる顧客アプローチ～

本研修では、これまで見えていなかった顧客のアプローチや、商品の新たな用途を見出すことで新規取引に繋げる等の方法を理解するとともに、自社に合った実効性の高い新規顧客開拓への取り組み方を検討します。

◆この研修のポイント

1. 効率的な顧客アプローチが出来るようになり、新規顧客開拓(営業)活動の生産性が向上します。
2. 新規顧客開拓が個人的スキルから組織的スキルへ進化し、組織としての営業力が高まります。
3. 組織全体の営業品質が向上することで、顧客満足が高まり、業績への貢献に繋がります。

◆研修期間 5月14日(月)～5月16日(水) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 株式会社マインズコンサルティング 代表取締役 稲田 裕司氏

◆詳細はこちら

<http://www.smri.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/frr94k000000fce2.html>

No.6 会社を強くする人事・労務管理
～労務管理の基本から労務トラブル対応まで～

本研修では、労務管理担当者が押さえておくべき労務管理の基本知識、最新の法律改正のポイント、労務トラブル事例等から、企業が備えるべき労務管理を学びます。

◆この研修のポイント

1. 労務管理の実務を基本から学びます。
2. 働き方改革や、労務管理関連法の改正について最新情報を得られます。
3. 採用問題や労務トラブルへの対応などを踏まえた自社の労務管理の見直しが出来ます。

- ◆研修期間 5月16日(水)～5月18日(金) 3日間
- ◆研修時間 21時間
- ◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)
- ◆受講料 31,000円(税込)
- ◆講師 やなぎさわ労務マネジメント 代表 柳沢 隆氏

◆詳細はこちら

<http://www.smri.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/frr94k000000fcgw.html>

No.7 部下指導の考え方・進め方
～実践で学ぶ！やる気と能力を引き出す指導法～

本研修では、部下指導の基本的な考え方を学んだ上で、現場で活用できる手法と計画的な部下育成の取り組み方について、演習を交えて学びます。また、インターバル期間を活用して実践できるので、自社に合った具体的な部下育成プランづくりに取り組むことが出来ます。

◆この研修のポイント

1. 部下指導の基本となるコミュニケーションやリーダーシップも併せて学ぶことが出来ます。
2. 演習による実践の繰り返しによって、現場で生きる部下指導の手法を身につけることが出来ます。
3. インターバル期間に職場で実践することにより、より深い「学び」につながります。

- ◆研修期間 5月21日(月)～22日(火)、6月18日(月)～19日(火) 延べ4日間
- ◆研修時間 26時間
- ◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)
- ◆受講料 35,000円(税込)
- ◆講師 有限会社コンサルネット 代表取締役 小林 茂之氏

◆詳細はこちら

<http://www.smri.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/frr94k000000fcjq.html>

No.8 チームマネジメント強化講座
～チームを活性化させるマネジメントを学ぶ～

本研修では、メンバーが相互に認め合うだけでなく、個人では成しえない高い目標を達成できるチームの作り方について演習を交えながら学ぶとともに、自社で実践するための行動計画を作成します。

◆この研修のポイント

1. 成果の上がるチーム作りに必要な役割と行動を学びます。
2. モチベーションやモラルが停滞している状況に、いかに対応すれば良いかを学びます。
3. 行動計画を持ち帰ることで、研修で学んだ成果を即実行に移すことができます。

- ◆研修期間 5月23日(水)～5月25日(金) 3日間
- ◆研修時間 21時間
- ◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)
- ◆受講料 31,000円(税込)
- ◆講師 経営コンサルティング波多野事務所 代表 波多野 卓司氏

◆詳細はこちら

<http://www.smri.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/frr94k000000fq46.html>

No.9 売れ続ける関係を創る！企業の魅力の伝え方
～顧客をファンに変える方法を学ぶ～

本研修では、自社独自の魅力を表現する方法、魅力を経営に活かす方法等を学んでいきます。

◆この研修のポイント

1. 自社と取引をする理由が明確になるため、既存取引先との関係強化につながります。
2. 顧客が自社や自社製品の魅力を伝えやすいため、口コミ等による新規顧客の獲得につながります。
3. 自社の魅力や存在意義が明確になるため、社員の意欲向上や、採用活動に活かすことが期待できます。

- ◆研修期間 5月28日(月)～5月29日(火) 2日間
- ◆研修時間 12時間
- ◆対象者 経営者、経営幹部(候補者)
- ◆受講料 22,000円(税込)
- ◆講師 LENS クリエイティブストラテジスト 吉田 透氏
猿田彦珈琲株式会社 代表取締役 大塚 朝之氏

◆詳細はこちら

<http://www.smri.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/frr94k000000fqfa.html>

No.10 実践で学ぶ5Sと目で見える管理

～あらゆる業種で使える！「5S」を現場で実践するためのステップ講座～

本研修では、現場でのムリ・ムダ・ムラを発見し、整理・整頓・清掃・清潔・躰(5S)と見える化を実現する手順を学び、自社・自部門の現場改善と改善活動定着手法について、演習を交え学びます

◆この研修のポイント

1. 現場のムダを徹底的に排除して、収益向上を目指すための研修です。
2. 5Sは生産現場のみならず、建設や小売・介護の後方業務など、労働集約型の現場にも効果が期待できます。
3. インターバル期間の実践があることで、研修後半では自社の具体的な現場改善案を出すことが可能になります。

- ◆研修期間 6月7日(木)～8日(金)、7月5日(木)～6日(金)延べ4日間
- ◆研修時間 27時間
- ◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)
- ◆受講料 38,000円(税込み)
- ◆講師 株式会社ジェック経営コンサルタント 営業本部 部長 高田 忠直氏

◆詳細はこちら

<http://www.smri.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/frr94k000000fqxc.html>

No.11 業務に活かす財務分析実践講座

～決算書の分析から改善・改革の手がかりをつかむポイント～

本研修では、財務の観点から自社の現状を定量的に読み取るための分析力を身につけるとともに、分析結果から自社の特徴、問題を発見し、実際の現場の状況等と照らし合わせながら、自己の業務において取り組むべき具体的なかつ効果的な改善策を検討できる能力を身につけることを目的とします。

◆この研修のポイント

1. 経営実態を「収益力」と「資金繰り」の両面から理解する分析手法を習得できます。
2. 演習を通じて、自社の決算書を用いた検証を実施することができます。
3. 財務の観点から、自己の業務において取り組むべき問題を見つけ、改善策の骨子を検討できるようになります。

- ◆研修期間 6月11日(月)～6月13日(水) 3日間
- ◆研修時間 21時間
- ◆対象者 経営幹部、管理者(候補者)
- ◆受講料 31,000円(税込)
- ◆講師 財務リスク研究所株式会社 代表取締役 横山 悟一氏
合同会社旭川経営管理事務所 代表 中小企業診断士 佐々木 洵

◆詳細はこちら

<http://www.smri.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/frr94k000000fr55.html>

No.12 管理者のための実践的仕事管理術

～段取り八分！生産性を向上させる仕事の進め方～

本研修では、これまで見落とされてきた業務を行う中での「ムリ、ムラ、ムダ」を捉えなおし、業務目標達成の実効性を高める業務プロセスの管理方法について学ぶとともに、組織を巻き込んだ活動として定着につなげます。

◆この研修のポイント

1. 経営資源(人・モノ・金・時間)の有効活用のためのしくみが分かります。
2. 時間管理で生産性を上げる効果を体感できます。
3. 事例と演習を通して、自社で応用するための手法を学びます。

◆研修期間 6月20日(水)～6月22日(金) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 株式会社創研 代表取締役 西原 裕氏

◆詳細はこちら

<http://www.smri.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/frr94k000000frkc.html>

No.13 成功するための経営戦略の策定とその実践

～帆を上げ、舵を取り、目標達成を実現する経営のシナリオづくり～

本研修では、経営のシナリオである経営戦略の意義やその策定プロセスを理解したうえで、実際に自社の経営戦略策定に取り組むとともに、経営戦略の継続的な修正手法や定着化の方法も検討し、自社にあった実行可能性の高い経営戦略策定プロセスを学びます。

◆この研修のポイント

1. 実行可能性の高い身の丈にあった経営戦略を検討します。
2. 自社にとって役立ち度100%の「使える武器」となる経営戦略をつくります。
3. 戦略を見直し続ける方法、社内への定着化の方法を身につけることができます。

◆研修期間 6月25日(月)～6月27日(水) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 経営者、経営幹部(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 株式会社エム・イー・エル 取締役 佐藤 康二氏

◆詳細はこちら

<http://www.smri.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/frr94k000000fcb8.html>

No.14 組織力を高めるコミュニケーション強化講座

～信頼を生み良好な関係を築くコミュニケーションを身につける～

本研修では、管理者に求められる傾聴力等のコミュニケーションスキル強化と良好な信頼関係構築の方策を、演習を通じて学ぶとともに、「人」と「組織」を動かす能力の向上を図ることで、自社へ浸透・定着させて組織活性化につなげます。

◆この研修のポイント

1. 個人レベルのコミュニケーションに止まらず、組織全体へ働きかけを行うコミュニケーションを習得します。
2. 上司、部下、同僚など相互の立場を尊重し、職場内の信頼関係を強化することが期待できます。
3. 管理者の成長と部下の成長の相乗効果を発揮することで、職場の活性化につなげます。

◆研修期間 6月27日(水)～6月29日(金) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 株式会社クレスコパートナーズ 代表取締役 内藤 京子氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/fr94k000000fd3k.html>

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。

中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/index.html>



「生産性向上支援訓練」のご案内

(北海道、労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

「生産性向上支援訓練」は、企業や事業主団体の生産性を向上するための職業訓練で、北海道、北海道労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の三者で締結した「北海道労働政策協定」に基づき実施するものです。

訓練は、全国のポリテクセンターに設置した生産性向上人材育成支援センター(生産性センター)が、専門的な知見やノウハウを持つ民間機関等に委託し、企業・団体の課題やニーズにあわせて実施します。

さまざまな内容・分野の幅広い職務階層の方を対象としたカリキュラムで従業員の生産性向上をお手伝いします。

◆ 生産性向上支援訓練のポイント

① 訓練を受講して生産性アップ!

生産性向上のために必要な課題解決や現場力強化につながる様々なカリキュラムをご用意しています。カリキュラムは、課題・ニーズにあわせて内容をカスタマイズできます。

② オーダーメイドで訓練を実施!

日程や訓練会場などのご要望にあわせて、生産性センターが訓練をコーディネートします。

訓練時間は6～30時間の範囲内で、ご要望にあわせて設定できます。

※平成30年4月開講コースから、6～11時間の短時間コースも設定できるようになりました。

③ 受講しやすい料金

受講料は1人当たり3,000円～6,000円(税別)

さらに、生産性向上支援訓練を従業員に受講させた事業主は、人材開発支援助成金を利用して経費及び賃金の助成を受けることができます。

※助成金の受給には、一定の要件(訓練対象者の職務と訓練内容の関連が認められること。10時間以上の訓練であること等)を満たす必要があります。

◆ ご利用までの流れ

① ご連絡

まずは、生産性センターへご相談ください。その後、打ち合わせに向けた日程調整を行います。

② プラン作成に向けた相談

相談は、企業訪問等により行います。

(人材育成に関するヒアリング、課題や方策の整理、カリキュラムモデル等の提示、など)

③ 訓練コースのコーディネート

企業の抱える課題やニーズに応じた訓練コースをご提案します。

④ 受講申込・訓練の受講

期限内に受講申込書を提出し、受講料をお支払いの上、訓練を受講してください。

※期限内に受講料の支払いがない場合は訓練を受講することができません。

問い合わせ先：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
ポリテクセンター北海道 生産性向上人材育成支援センター(担当：大橋、山岸)

〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条1丁目4番1号

TEL:011-640-8828(専用電話) FAX:011-640-8958 Email:hokkaido-seisan@jeed.or.jp

能力開発セミナー（5～7月開講予定）のご案内【更新】

（北海道）

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び北海道障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

5-7月開講												
技 専 等	訓 練 科 名	専 攻 科 目 名	実 施 地	施設内外の別		昼夜の別		実施時期		訓練期間		定員
				内	外	昼	夜			日数	時間	
札幌高等技術専門学院 011-781-0559	ブロック施工科	ブロック施工	札幌市		○	○		H30.6.30	H30.7.1	2	12	10
	消防設備科①	消防設備	札幌市		○	○		H30.6.28	H30.6.29	2	14	20
	2級管工事科	2級管工事施工管理 技士	札幌市	○		○		H30.7.26	H30.10.19	4	28	20
旭川高等技術専門学院 0166-65-6220	木工科	施工法(建具)	旭川市	○		○		H30.6.16	H30.6.17	2	14	10
	木工科(1級コース・ 2級コース)	施工法(家具製作)	旭川市	○		○		H30.6.9	H30.6.10	2	14	15
旭川高等技術専門学院 稚内分校 0162-33-2636	介護支援科	介護支援	稚内市		○		○	H30.6.7	H30.7.13	10	30	10
	自動車整備科	三級ガソリン	稚内市		○	○	○	H30.7.11	H30.9.12	41	134	10
北見高等技術専門学院 0157-33-4436	パソコン基礎科 I	ワード基礎・応用/パワーポイント	遠軽町		○		○	H30.6.13	H30.7.9	12	36	15
	介護予防サービス科	運動処方実技	北見市	○			○	H30.6.19	H30.7.19	10	20	10
	介護実務科	介護支援専門員試験受験対策	網走市		○		○	H30.7.6	H30.9.7	15	30	15
室蘭高等技術専門学院 0143-44-7820	OA事務科	ワード基礎	室蘭市	○			○	H30.5.21	H30.6.14	15	30	15
	OA事務科	エクセル基礎	室蘭市	○			○	H30.7.2	H30.7.26	15	30	15
苫小牧高等技術専門学院 0144-55-7007	電気工事科(第二種)	第二種電気工事士 学科講習	苫小牧市	○		○		H30.5.8	H30.5.30	8	50	10
	自動車整備科	整備技術習得講習	苫小牧市		○		○	H30.6.12	H30.9.7	47	141	15
帯広高等技術専門学院 0155-37-6975	OA事務科	エクセル応用	帯広市	○			○	H30.6.11	H30.7.13	7	14	20
釧路高等技術専門学院 0154-57-8016	建設工事科	コンクリート診断士	釧路市	○		○		H30.7.1	H30.7.1	2	12	40
北海道障害者職業能力開 発校 0125-52-2774	コミュニケーション技 術科 I	コミュニケーションスキ ルアップ基礎	札幌市		○		○	H30.6.5	H30.6.22	6	12	10
	OAビジネス科	オフィスソフト実用	旭川市		○		○	H30.6.12	H30.7.13	10	20	10
	OAビジネス科	オフィスソフト実用	札幌市		○		○	H30.6.26	H30.7.27	10	20	10

平成30年度「北海道よろず支援拠点」のご案内

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターでは、経済産業省北海道経済産業局より中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(よろず支援拠点)の委託を受け、平成26年6月から札幌本部のほか道内6か所に「北海道よろず支援拠点」を設置しています。

当拠点では、中小企業・小規模事業者のみならずが抱える売上拡大や資金繰りなどの経営課題の解決に向けて、無料で相談に対応し、道内の各支援機関と連携を図りながらきめ細やかなサポートを行っています。

また、専門的な相談に対応するため、弁護士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、ITコーディネーター等を配置し、相談体制の充実を図っておりますので、お気軽にご活用ください。

◆主な業務内容

- ① チーフコーディネーター1名及びコーディネーター21名が、中小企業者・創業者等の窓口相談に対応します。
- ② 要望に応じてコーディネーターを派遣し、出前相談会を行います。

◆相談受付時間

- ①札幌本部 9:00～17:30 (土・日・祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く)
 - ②地域拠点 毎週火曜日9:00～17:30 (祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く)
- ※地域拠点については、上記以外にも必要に応じて相談を承ります。

◆相談窓口

常設拠点		所在地	連絡先(電話番号)	
北海道よろず支援拠点	本部	札幌本部 〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階	011-232-2407 担当:塚崎	
	地域拠点	日胆支部	〒050-0083 室蘭市東町4丁目28番1号 室蘭テクノセンター内	0143-47-6410 担当:立花
		道南支部	〒041-0801 函館市桔梗町379番地 北海道立工業技術センター内	0138-82-9089 担当:高橋
		道北支部	〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内	0166-68-2750 担当:紙谷
		オホーツク支部	〒090-0023 北見市北3条東1丁目2番地 北見商工会議所内	0157-31-1123 担当:卜部
		十勝支部	〒080-0013 帯広市西3条南9丁目1番地 帯広商工会議所内	0155-67-4515 担当:澤村
		釧根支部	〒085-0847 釧路市大町1丁目1番1号 釧路商工会議所内	0154-64-5563 担当:小山

◆チーフコーディネーター

(札幌本部)中野 貴英

◆コーディネーター(21名)

(札幌本部)奥山 倫行、小野寺 辰昭、小林 博美、今野 知可子、新宮 隆太、鈴木 翔大、田所 かおり、
田中 修身、外崎 由香、拔山 嘉友、深田 健司、蒔田 義一、松原 亮子、村形 鉄雄、吉田 聡
(日胆支部)森永 勉 (道南支部)宮崎 俊一 (道北支部)立野 勇喜 (オホーツク支部)尾澤 成典
(十勝支部)原口 勝全 (釧根支部)中村 英夫

◆問い合わせ先

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター 経営支援部 塚崎 電話 011-232-2407

北海道よろず支援拠点 URL:<http://yorozu.hokkaido.jp/> E-mail:soudan@hsc.or.jp

北海道衛星データ利用ビジネス創出協議会を設立します【新規】

(北海道)

道では、衛星データを利用した新たなビジネスの創出を図るため、企業、専門家、研究機関、関係団体、行政などで構成する連携組織「北海道衛星データ利用ビジネス創出協議会」を設立し、協議会に登録した会員企業への関連情報の提供や相談対応、事業化に向けたプロジェクトチームによる検討など行うこととしました。

1. 北海道衛星データ利用ビジネス創出協議会の会員お申し込み

(1) 会員資格

- ・衛星データを利用した事業に取り組む企業、研究者、団体、市町村等
- ・原則、北海道内に事業所を有し、かつ衛星データ利用ビジネスを行っている者、または、今後取り組みたい者、衛星データ利用ビジネスを支援する者

(2) 会費

- ・無料

(3) 申し込み

- ・入会申込書を提出いただき、事務局で内容確認後、入会の承認についてご連絡いたします
参加申込書はこちらから

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/sangaku/uchu/kyogikai.htm>

2. 第1回北海道衛星データ利用ビジネス創出協議会のご案内

(1) 開催日時 平成30年4月26日(木) 15時30分～17時30分

(2) 場所 北海道庁赤れんが庁舎 2階 2号会議室

(3) プログラム

○基調講演

東京大学航空宇宙工学 中須賀 真一 教授

「超小型衛星が拓く新しい宇宙開発利用」(仮)

北海道大学公共政策大学院 鈴木 一人 教授

「北海道における衛星データビジネスの可能性」(仮)

○国における宇宙利用促進に向けた取組の紹介

内閣府宇宙開発戦略推進事務局 高倉 秀和 参事官

(4) 参加方法

- ・参加無料、会員以外の方の参加も可能

◆**申込方法**・第1回協議会へ参加希望の方は、下記により4/20(金)までにメールでお申し込みください。

メールアドレス：sogo.kagi1@pref.hokkaido.lg.jp

①お名前、②会社・団体等の名称、③所属・役職、④連絡先(電話・メールアドレス)をお知らせください。

◆問い合わせ先

北海道経済部産業振興局科学技術振興室

TEL:011-204-5127(内線:26-827/26-836) FAX:011-232-1063

E-mail:sogo.kagi1@pref.hokkaido.lg.jp

中小企業向け “使える！” 経済産業省支援メニューガイドブック
～ 平成 29 年度補正予算・平成 30 年度当初予算・税制 ～

(北海道経済産業局)

中小企業の設備投資や国内外向け販路開拓等をサポートするため、平成 30 年度予算事業を中心としたガイドブックを作成しました。

本ガイドブックは、以下からダウンロードできます。

【URL】 <http://www.hkd.meti.go.jp/hoksr/20180228/index.htm>

◆掲載事業

【設備投資】

1. **ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業補助金**
生産性向上を実現する設備や試作品開発に必要な設備の導入費を補助します
2. **サービス等生産性向上 IT 導入支援事業補助金**
生産性向上を目指す事業者の IT ツール（ソフトウェア、サービス等）の導入費を補助します
3. **省エネルギー設備の導入・運用改善による中小企業等の生産性革命促進事業**
省エネ設備・エネルギー見える化設備の導入、専門家診断によるエネルギーの効率的利用を支援します
4. **省エネルギー投資促進に向けた支援補助金**
工場・事業場における省エネ効果の高い設備の入替を支援します
5. **中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例**
中小企業の生産性革命を実現するための設備投資を税制面から支援します
6. **生産性向上のための固定資産税の特例・中小企業経営強化税制**
新たに設備を取得する中小企業を税制面から支援します（法人税の即時償却または控除、固定資産税の軽減）

【技術開発】

7. **サポイン補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）**
中小企業のものづくり基盤技術の高度化に資する研究開発から販路開拓までを補助します

【商品開発・販路拡大】

8. **小規模事業者持続化補助金**
販路開拓や生産性向上に取り組む小規模事業者の広報費や展示会出展費等を補助します
9. **ふるさと名物応援事業補助金**
 - (1) ①地域産業資源活用事業、②小売業者等連携支援事業
地域資源を活用した商品・サービスの開発費や展示会出展費等を補助します
 - (2) **農商工等連携事業補助金**
中小企業と農林漁業者との連携による新商品の試作開発費や販路開拓費等を補助します

【事業承継・創業】

10. **事業承継補助金**
事業承継・世代交代を契機とした経営革新や事業転換を図る取組を支援します
11. **地域創造的起業補助金**
特定の地域で新しいビジネスを始めるための創業費用の一部を補助します

【海外展開】

12. **JAPAN ブランド育成支援事業補助金**
海外展開に向けたブランド戦略の策定費や海外展示会への出展費等を補助します
13. **海外ビジネス戦略推進支援事業**
海外展開の実現可能性調査費や海外取引に向けた Web サイト構築費等を補助します
14. **中小企業等外国出願支援事業補助金**
海外における特許、商標等の出願手続きに係る費用を補助します

公共施設の見学を取り入れたツアーを催行してみませんか

～「公共施設見学ツアー」を企画していただく旅行会社や各種団体を募集しています～

(北海道開発局)

北海道開発局では、ダムや道路、港湾などの公共施設の役割や重要性について、より多くの皆さまに知っていただくとともに、観光産業の振興や地域の活性化を目的として、平成 25 年度から「公共施設見学ツアー」の取組を行っています。現在、平成 30 年度においてツアーを企画・催行していただける旅行会社等を募集しています。

募集型ツアー、受注型ツアー(修学旅行、社員旅行、町内会旅行等)を問わず、公共施設の見学を取り入れたツアーの企画について、是非ご検討ください。

- ◆**取組概要**：北海道内各地のダムや道路、港湾など、「公共施設見学ツアー」対象施設の見学を取り入れた旅行商品(ツアー)を企画・催行いただきます。
施設見学の際は、北海道開発局の職員が施設を案内し、施設の役割等について解説します。また、ダム等の施設で、普段は公開していないエリアをご覧ください。(無償対応)
- ◆**申込方法**：「公共施設見学ツアー」の企画を希望される場合は、当局ホームページにある応募要領等をご覧ください。下記「公共施設見学ツアー」総合窓口までお申し込みください。
- ◆**応募要領**：応募要領等詳細については、北海道開発局「公共施設見学ツアー」のページをご覧ください。
<http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/chousei/u23dsn0000001f6f.html>
- ◆**対象施設**：「公共施設見学ツアー」の対象施設は以下のとおりです。(網掛けは募集を終了した施設)

《道央地区》

石狩地区地域防災施設(川の博物館)(石狩市)、石狩川下流当別自然再生地(当別町)、夕張川新水路と石狩川下流幌向自然再生地(南幌町)、千歳川遊水地群(舞鶴遊水地)(長沼町)、滝川地区地域防災施設(川の科学館)(滝川市)、砂川遊水地(砂川市)、樽前山砂防施設(苫小牧市)、新桂沢ダム(嵩上工事)(三笠市)、夕張シューパロダム(夕張市)、豊平峡ダム(札幌市)、定山溪ダム(札幌市)、滝里ダム(芦別市)、漁川ダム(恵庭市)、国道 37 号白鳥大橋(室蘭市)、小樽港(みなとの資料コーナー)(小樽市)、苫小牧港(苫小牧市・厚真町)、北海幹線水路関連施設群(赤平市ほか)、石狩川頭首工関連施設群(月形町ほか)、古平漁港衛生管理型施設(古平町・積丹町)、追直漁港(沖合人工島)(室蘭市)

《道南地区》

美利河ダム(今金町)、国道 5 号赤松街道(七飯町)、国道 228 号函館・江差自動車道 茂辺地木古内道路工事(渡島トンネル)(北斗市ほか)、北海道縦貫自動車道 七飯大沼工事(大沼トンネル)(七飯町)、函館港(クルーズ船対応岸壁工事)(函館市)、函館漁港(船入潤防波堤)(函館市)

《道北地区》

十勝岳火山砂防情報センターと青い池(美瑛町)、金山ダム(南富良野町)、大雪ダム(上川町)、忠別ダム(東川町)、岩尾内ダム(士別市)、留萌ダム(留萌市)、国道 40 号旭橋(旭川市)、稚内港(北防波堤ドーム)(稚内市)、苫前漁港衛生管理型施設(苫前町)、仙法市漁港衛生管理型施設(利尻町)

《道東地区》

釧路湿原旧川復元茅沼地区(標茶町)、千代田新水路(幕別町)、十勝ダム(新得町)、札内川ダム(中札内村)、鹿ノ子ダム(置戸町)、国道 273 号三国峠(上士幌町)、国道 334 号知床横断道路(斜里町)、国道 334 号知床横断道路(羅臼町)、釧路港(国際バルク戦略港湾)(釧路市)、羅臼漁港衛生管理型施設(羅臼町)

- ◆**問い合わせ先**：「公共施設見学ツアー」総合窓口 北海道開発局開発監理部開発調整課
公共施設見学ツアー担当 TEL(011)709-2311(内線 5477)

【見学施設の例】



苫小牧港(東港区)



白鳥大橋からの眺め



新桂沢ダム(嵩上工事)



滝里ダム(監査廊)

空き店舗を活用したコミュニティビジネス創出加速事業を募集します【新規】

(北海道)

道では、人口減少社会を視野に入れた地域商業の活性化に向け、コミュニティビジネス創出に向けた検討とともに、空き店舗を活用したコミュニティ拠点づくりの取組を支援します。

◆**対象者**

(1)市町村、(2)商工団体等、(3)民間事業者、(4)商工団体等、商業者、住民、福祉団体等で構成する任意組織 ※移住者の方や「生涯活躍のまち」に取り組む法人等を優先して認定します！

◆**助成対象事業**

- 1 コミュニティビジネス創出検討事業：専門家によるアドバイス、実証実験等のトライアル事業 など
- 2 コミュニティビジネス拠点整備事業：空き店舗の改装、開業に向けた事前周知活動 など

◆**補助対象分野**

補助対象分野	取組例
高齢者にやさしい安心サービスの提供	・高齢者サロンによる食事の提供や車いす貸し出し ・買い物代行、配食サービス ・医療機関と連携した健康講座の実施 等
コミュニティ機能強化	・地域資源を活用した特産品の販売や地元農産品を扱うアンテナショップの設置 ・地域住民の暮らしに対応する安心安全窓口の設置 ・託児サービス、子育てカフェの設置 等
多様な主体との連携	・地元主婦など「ワンデイシェフ」による日替わりレストランの設置 ・大学と連携したチャレンジショップの設置 ・障がい者による特産品開発や販売 等
その他	・上記以外の地域課題の解決に向けた取組(不足業種の誘致・出店等) 等

◆**募集期間**

平成 30 年 4 月 2 日(月)～ 平成 30 年 5 月 25 日(金)

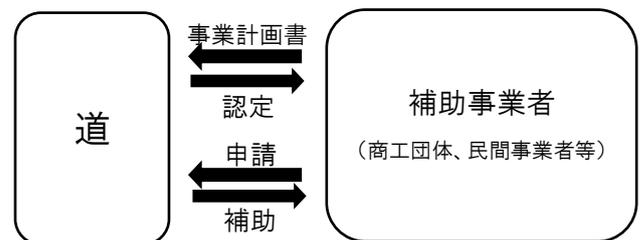
◆**補助率及び補助限度額**

補助率：1/2以内

- 1 コミュニティビジネス創出検討事業：50 万円
- 2 コミュニティビジネス拠点整備事業：100 万円

◆**事業スキーム**

- ・補助事業者は事業計画書に必要事項を記入の上、各(総合)振興局に提出します。
- ・道において事業効果等の審査を実施し、事業計画の認定を行います。
- ・認定後、補助事業者は(総合)振興局へ補助金の交付申請を行い、補助金額が決定されます。



◆**応募方法**

認定を受けるには、「事業計画書」(別紙1(第1号様式関連))を添付の上、「空き店舗を活用したコミュニティビジネス創出加速事業補助事業認定申請書」(第1号様式)を提出し、審査を受ける必要があります。申請書類等各種様式は下記に記載している道ホームページより入手できます。

【申請書等提出先】

所在地の総合振興局・振興局商工労働観光課

※詳細については、道ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/shoshin/akitenpoCB.htm>

◆**問い合わせ先**

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 商業グループ (TEL 011-204-5341)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課